

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省輸出・国際局輸出支援課）

項目名	輸出事業用資産の割増償却		
税目	所得税・法人税（租法第13条の2、第46条の2）		
要望の内容	<p><制度の概要> 認定輸出事業者が輸出事業計画に従って輸出事業用資産（機械装置、建物等）を取得等して、輸出事業の用に供した場合、当該資産について最大5年間の割増償却ができる。 （機械装置 30%、建物・附属設備、構築物 35%）</p> <p><要望の内容> 適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	ー 百万円 （ー 百万円） （ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の農林水産業及び食品産業では、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い、食の市場規模は拡大傾向にある。このため、我が国の農林水産業者の所得を向上し、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。</p> <p>食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとされた。</p> <p>このため、昨年10月に施行された改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図ることとされ、同法の施行に合わせて実施された輸出関係閣僚会議においては、2025年2兆円目標の前倒しを目指すこととしており、上記課題を克服するための支援策等は喫緊の課題である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特に、新たに輸出に取り組む事業者にとっては、投資から資金回収まで長期間を要するため、輸出関連設備の投資判断においては、その投資に関連した輸出事業の開始（拡大）に伴う資金繰り悪化が障害となっている。このため、輸出拡大に資する設備投資に関し、資金繰りを改善するための税制上の特別措置を講ずることは、輸出に取り組む事業者による設備投資を促すとともに、その設備投資を基軸とした輸出関係者が一体となって課題を解決することで、更なる輸出拡大を推進していく必要がある。</p> <p>そのため、租税特別措置の延長を要望する。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

	政策の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円とする。
	政策目標の達成状況	2022年における農林水産物・食品の輸出額：1兆4,140億円
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 61件 令和6年度 122件 令和7年度 183件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（設備投資計画）に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特別措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の資金繰りを緩和させる効果があるため、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながり、ひいては輸出拡大に資することから、目標実現を図るための施策として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援する。（令和6年度予算概算要求額 152 百万円、令和5年度予算額 152 百万円、令和4年度補正予算額 6,000 百万円） 農産物等輸出拡大施設整備事業 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援する。（令和4年度補正予算額 5,000 百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記補助金と本特別措置は重複して利用できないようにしている。

		要望の措置の妥当性	改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（施設整備計画）に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特別措置を講ずることは、これらの事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに関わり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。また、政策が浸透し、活用予定（検討含む）の事業者の数が増えてきていることから、本政策は存置する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	[適用件数] 令和4年度 0件（60件） [減収額] 令和4年度 0百万円（48.3百万円）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいため、本特別措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなる。税制適用を前提とした事業者の数が増えてきている現状があり、今後も増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。
		前回要望時の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標の達成に向け、2022年には輸出額が過去最高の1兆4,140億円に達した（2021年比14.3%、額では1,766億円の増加）。今後、2025年の輸出額2兆円を達成するためには、年間約12%輸出額を増加させる必要があるところ、2023年1～6月の輸出実績は7,144億円増加（対前年比+9.6%）に留まり、令和6年度以降も税制の特例による事業者の負担軽減等を通じて輸出の取組を後押しすることが不可欠。
	これまでの要望経緯	令和4年度創設	